

※業務の内容を大きく変更することはありませんが、他の体裁は変更となる場合があります。

道の駅両神温泉薬師の湯の周辺農地の活性化に係る業務仕様書（案）

本業務は、小鹿野町地域おこし協力隊設置規則（平成29年小鹿野町規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるほか、本仕様書によるものとする。

- 1 業務の名称 道の駅両神温泉薬師の湯の周辺農地の活性化に係る業務
- 2 業務の場所 秩父郡小鹿野町地内
- 3 履行期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日

4 事業の目的

本業務は、地域の農業及や観光農業に就いて学び、両神地区を中心とした観光農業の企画と実施をすること及び農地という地域資源を活用した持続可能な地域づくりを行うため、遊休農地の解消を目的とした事業の企画及び実施することにより、小鹿野町内の農地の活性化することを目的とする。

5 業務の内容

業務内容は、事業の目的を達成するための活動のほか、次の業務を行うものとする。なお、業務の実施に当たっては、町と共通認識の形成に努めるものとする。

（1）農家所有ハウスを利用した観光農業の推進

- ① ハウスを利用した観光農業に関する研修
- ② 観光農業に適した作物の耕作
- ③ ふれあい農園の運営維持管理
- ④ 両神地区の遊休農地の把握及び観光農業への利用できるか調査
- ⑤ 遊休農地の解消に係る事業の立案及び実施
- ⑥ 活動に係るプロモーション活動

（2）地域振興活動

- ① 地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を築き、相乗効果を図る活動に関すること。
- ② 地域及び行政主催の会議やイベント行事等への積極的に参加。なお、小鹿野町が指定する会議・イベント及び住所を有する地域の行事や活動には必ず出席すること（やむを得ないと町が認めた場合を除く）。
- ③ 小鹿野町が行う地域おこし協力隊の広報活動に関すること。
- ④ 自身の定住、起業等に向けた生業づくりに係る研修や講習会への参加

に関すること。

- ⑤ 関係人口の拡大や集客につながる農業事業の発案及び実施に関すること。
- ⑥ 農業者や農業関係団体との協力体制の整備及び連絡調整に関すること
- ⑦ その他地域振興に資すると町長が認める活動。

6 活動報告

(1) 月報及び日報の作成

業務に従事したときは、月報及び日報(様式第2号)を作成し、翌月の5日までに提出するものとする。任期満了となった年度についても同様とする。

(2) 定例報告会への参加

毎月5日ごろ(前月の定例会で日程を決定)に開催の対面による定例報告に参加するものとする。

(3) 業務委託料請求書の提出

月報及び日報の審査後、業務委託料請求書を速やかに町長へ提出するものとする。

(4) 年報の作成

年報(様式第3号)を作成し、当該年度末の翌5日までに町長へ提出するものとする。任期満了となった年度についても同様とする。

(5) その他

委託期間の途中で退任したとき、又は契約解除されたときは、事由発生日から起算して5日以内に月報及び年報を町長へ提出するものとする。

7 その他

- (1) 本業務は、個人事業主として活動を行うため、業務中に発生した事故について、原則、町は一切の責任を負わないこととし、労災保険は個人で加入すること。また、委託料は事業所得として申告すること。
- (2) 経費で購入した備品については町の帰属とする。任期中は、地域おこし協力隊としての活動において町が承認した目的にのみ使用することが出来る。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は解釈等に疑義が生じたときは、受託者と町は誠意をもって協議し対応を決定するものとする。